

令和6年度

「社会的居場所づくり事業」
補助金の募集について

募集期間 令和6年4月1日(月)～令和6年4月22日(月)

柏原市 福祉子ども部 福祉総務課

〒582-8555 柏原市安堂町1番55号

電話：072-972-1507

FAX：072-971-1801

E-mail：seikatsufukushi@city.kashiwara.lg.jp

1 社会的居場所づくり事業補助金の目的

近年、人との関わりが希薄化し、子どもの孤食、ひきこもり、孤独死等が社会問題となる中、地域で、誰もが安全に、そして安心して過ごせる環境づくりに自主的に取り組む団体・グループの活動を支援し、社会的孤立の防止、地域での仲間づくりを促進させることを目的とし、応募団体に対し「社会的居場所づくり事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付するものです。

2 対象となる事業

補助対象となる事業は、柏原市内で実施されるもので、営利を目的とせず、広く居場所を必要とする者を受け入れる社会的居場所づくりを推進する事業とします。

【事業の実施にあたっての要件】

以下の要件を全て満たすこと。ただし（４）から（６）については実施する場合のみ。（要件を満たさない場合は、補助金の交付はできません）。

（１）柏原市内で実施されるもので、営利を目的とせず、広く居場所を必要とする者（年齢の制限なし）を受け入れること。

※利用者の居住地域や年齢について、対象の範囲を定める場合は、市に相談すること。

（２）年間を通じて、月２日以上、１日あたり３時間以上実施すること。

（３）１日あたり、おおむね１０人以上の利用が見込めること。

（４）食事を調理し、提供する場合は、以下のすべての要件をみたすこと。

（イ）食材（原材料）を調理し、料理を提供すること。

（ロ）実施施設の設備等について保健所の指導に従うこと。

（ハ）食品衛生責任者を置くこと。

（５）学習支援を行う場合は、大学生や教員OB等のボランティアを２人以上配置すること。

（６）日常生活自立訓練や社会生活自立訓練を行う場合は、内容を市と協議すること。

3 応募資格

次のすべての要件を満たす団体・グループとします。

（１）柏原市内に活動拠点を有し、５人以上の個人で構成されていること。

（２）地域活動又は福祉活動等を実践していること。

（３）公序良俗に反する活動を行わないこと。

（４）宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としていないこと。

（５）組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。

（６）法人（法人格がない団体・グループの場合は、団体・グループの代表者）が市税等を滞納していないこと。

- (7) 当事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できること
- (8) 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体、又は暴力団密接関係者でないこと。
- (9) 対象事業に対して、国、府若しくは地方公共団体若しくはそれらの外郭団体又は独立行政法人から、補助金等を受けていないこと。または、団体・グループの運営を支援する補助金等（柏原市まちづくりに頑張る自治会・団体に対する補助金など）を受けていないこと。

4 募集期間

- (1) 募集期間 令和6年4月1日（月）～ 4月22日（月）
- (2) 担当窓口 柏原市 福祉こども部 福祉総務課
〒582-8555 柏原市安堂町1番55号
電話：072-972-1507 FAX：072-971-1801
E-mail：seikatsufukushi@city.kashiwara.lg.jp

5 応募に必要な書類の提出

応募する団体・グループは、募集期間内に、次の関係書類を福祉総務課へ持参、若しくは郵送で福祉総務課に提出してください。

*ただし、持参の場合は土・日・祝日を除く、受付時間は午前9時～午後5時15分

◎社会的居場所づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）

（添付書類）

- ・実施団体会則（又は、組織及び運営に関する事項を定めたもの）
- ・役員、会員（事業関連者）名簿（氏名・ふりがな・性別・生年月日を記載したもの）

6 事業の審査方法

申請していただいた事業は、社会的居場所づくり事業補助金交付審査会（以下「審査会」という。）で、審査基準に基づき審査・採点が行い、予算の範囲内で上位団体から補助します。なお、採点点数が5割に満たない場合は不採択とします。

審査の手順は次のとおりです。

- (1) 申請された事業について、市担当課は、提案関係書類を関係法令等に照らす等の事前調査、整理等を行い、審査会に提出します。
- (2) 審査会は、提出書類の内容を評価し、補助対象となる活動、対象経費及び補助金額を審査します。
- (3) 審査会の審査結果に基づき、市長が補助金額を決定し、結果を申請者に通知します。

7 事業の審査基準

次の審査基準に基づいて審査を行います。

| 項目 | 審査内容 | 配点 |
|-----------|--------------------|-----|
| (1) 応募者概要 | 適格性・実施体制・福祉活動への理解等 | 20点 |
| (2) 事業内容 | 具体的な事業内容 | 30点 |
| (3) 加算項目 | 加算項目事業の実施内容 | 20点 |
| (4) 効果波及 | 具体的な取組みの効果 | 20点 |
| (5) 予算内容 | 予算内容の適正性 | 10点 |

8 補助金

補助決定された団体・グループには、「社会的居場所づくり事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付します。ただし、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことがあります。

また、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、社会的居場所づくり事業補助金（概算払）請求書（様式第5号）を提出してください。

補助金額は1団体につき、補助対象経費のうち初期経費に1/2を乗じた金額（1,000円未満切捨て、上限額10万円）と運営経費に1/2を乗じた金額（1,000円未満切捨て、上限額10万円）との合計額です。

さらに「食事の調理と提供」、「学習支援」、「日常・社会生活自立訓練」のいずれかを実施する場合は1日あたり5,000円を、「食事の調理と提供」に加え、他の事業のいずれかまたは全てを行う場合は1日あたり7,500円を上限額に加算します。（最大20日分）

なお、事業完了後、速やかに社会的居場所づくり事業実績報告（兼精算）書（様式第3号）と添付書類を提出してください。

初期経費分
10万円

運営経費分 + 1日あたりの事業加算額
10万円 × 実施日数（最大20日分）

◆対象となる経費

補助対象となる経費は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する事業に要するもので、次の表に掲げる経費とします。

ただし、補助対象期間（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）外に支出した経費は補助対象外となります。

| 経費の種類 | 項目 | 主な内容 |
|-------|--------------|--------------------------|
| 運営経費 | 謝礼金 | 外部講師・ボランティアへの謝金・交通費等 |
| | 消耗品費 | 事業実施において必要と認められる消耗物品の購入費 |
| | 食材費 | 事業に利用する食料品の購入費 |
| | 光熱水費 | 実施施設の光熱水費 |
| | 印刷製本費 | チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費 |
| | 通信運搬費 | 連絡に要する郵便切手代やはがき等の郵送料 |
| | 保険料 | 利用者の傷害・賠償責任保険等の保険料 |
| | 使用料・賃借料 | 実施施設の使用料や賃借料 |
| | 食品衛生責任者講習受講料 | 食品衛生責任者となるための講習の受講料 |
| | 修繕費 | 備品や実施施設の修繕費 |
| 初期経費 | 備品購入費 | ※初期費用と同様（ただし補助上限額は3万円） |
| | 施設修繕費 | 事業開始にあたっての施設の改修費 |
| | 備品購入費 | 事業を継続的に実施するために必要な器具・備品 |

◆補助対象外経費

- (1) 団体の運営に係る経費、他の活動に係る経費等、補助対象事業の実施に直接関係しない経費（例：総会費、会議費、親睦会費、交際費、慶弔費、積立金、予備費等）
- (2) 賃金、手当等、補助金の交付を受けた団体の構成員に対し、労務提供の対価として支払われる経費
- (3) その他市長が不適当または不必要と認める経費

◆補助対象経費に関する注意事項

- (1) 初期経費は、1団体につき、初めて交付決定を受けた年度に1回限り交付します。
- (2) 補助対象経費となるのは、補助対象期間（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）に行う事業で、上記期間中に支払いを完了した経費とします。

9 応募から事業完了までの流れ

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 募集期間 | 令和6年4月1日（月）～ 令和6年4月22日（月） |
| 書類審査 | 令和6年5月中旬 |
| 補助金交付決定通知 | 令和6年5月下旬 |
| ↓ | （中間報告） |
| | 補助事業完了後速やかに実績報告 |
| | 令和7年3月末まで 市から補助金交付（概算払の場合を除く） |